

## 令和5年 第10回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和5年12月25日(月) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	関根 武男	○
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	—
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

### 4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	農地法第5条の規定による許可後の計画変更について
日程第6	農業経営基盤促進事業について
	報告事項

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	小川 英一郎
	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当主査	小島 春樹
	農地調整担当主事	益子 智渚
	農地調整担当主事	杉本 花英

## 6. 会議の概要

### ◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

今月につきましても引き続き、アルコール消毒の実施、換気などに注意をして、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力よろしくお願ひ申し上げます。

本日の出席委員は、12名でございます。欠席委員は、2名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第10回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてでございますが、「1番 大島悟委員」と「2番 福澤邦夫委員」を指名します。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。

それでは、事務局説明お願ひ申し上げます。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

申請地は、■■■■■■の畑1筆で面積は499㎡でございます。譲受人は宮代町内にお住まいの方です。譲渡人は東京都にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご参照ください。

本申請の経緯についてですが、申請地周辺を譲受人にて以前から耕作しておりましたが、この度所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために、今回の申請に至りました。農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の南西側に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、「大根」や「長ネギ」、「ナス」などの野菜を作付けする計画となっております。

申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。譲受人の経営農地は、宮代町内に13筆、総面積は9,628㎡になります。

事前に事務局において、耕作農地の全てについて調査を行い、現況を確認し

ておりますが、皆さまにも現在の耕作状況について、ご確認させていただきます。

(現状の確認)

譲受人の耕作地の説明は以上となります。

最後に、農地法第3条第2項に基づく判断基準4点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。

今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかの視点で判断する必要があります。申請書においては「トラクター」、「田植機」、「乾燥機」、「コンバイン」、「農用自動車」を各1台ずつ所有しており、本人と世帯員が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、申請書には年間80日従事と記載されておりました。年間150日には達しておりませんが、申請書に「必要な農作業がある限り従事している」旨の記載がありましたので、農業従事に必要な日数は確保しうるものと考えます。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、この件について審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

本日、■■■会長、■■■委員と現地を調査しました。特に問題ないと思いますので、ご審議の程申し上げます。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。ないようでございます。それではこの件に

関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

#### <全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件につきましては「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは事務局説明をお願い申し上げます。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は、■■■■■■■■の畑2筆で、面積は合計304㎡でございます。

申請者は■■■にお住まいの方です。

転用目的は「住宅の敷地拡張」です。なお、こちらは「転用追認」の案件となります。「転用追認」とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和45年8月以前から地目が田畑の土地を、住宅敷地など農地以外の用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認めるものです。農地法第4条の許可申請は自己転用ですので、権利移転は発生せず、地目が宅地に変更となります。

詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご覧ください。

本申請の経緯ですが、申請地は隣接している既存建物と一体的に住宅敷地として都市計画法上の区域区分が決定された昭和45年以前から利用されていたことが確認できたため、「当初除外」が認可され、今回転用追認の申請に至った次第です。

申請地の位置については、「案内図」をご覧ください。■■■■■■■■の北西に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地が1筆ございますが、所有者からの同意を得ているため、問題はございません。

続きまして、「土地利用計画図」をご覧ください。今回は転用追認の案件であり、地目を畑から宅地へと変更する手続きとなりますので、申請地内での新規の土地利用計画はございません。

現況についてはこちらの写真をご覧ください。

なお、今回は第4条の申請ですので、申請者の所有農地を確認する必要があります。

#### <所在地の確認>

いずれも違反等はありません。周辺営農への影響は建築計画を伴わないため、問題はございません。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、ご審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

本件につきましても、本日、■■■会長、■■■委員とともに現地を確認しました。その結果、問題ないと思います。やむを得ないと思いますので、ご審議の程申し上げます。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。

(■番 ■■委員)

地元委員としてお話します。申請人の旦那様は私の同級生で、最近事故で亡くなりました。子どもの頃からよく遊んでいたのも、事務局の説明通り、確かに昔からありましたので、特に問題はないと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

#### <全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件につきましては「やむを得ない」とすることといたします。



(会長)

他にご意見ありますでしょうか。ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件につきましては「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第5・議案第26号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更について」を上程いたします。今月は2件案件がございます。全案件の説明終了後、まとめてご審議お願い申し上げます。

(事務局)

それでは1件目についてご説明いたします。今回、「許可後の計画変更申請」の申請に至った経緯についてご説明いたします。こちらは、令和元年8月総会で審議し、令和元年9月26日付で農地法第5条の許可がされた案件の2回目の計画変更申請です。元々5年間の工事期間の計画でしたが一時転用で認められる最長期間が3年間であったため、当初の令和元年8月の申請では工事期間を3年間で申請し、許可されました。その後、残りの2年間の工事期間を確保するため1回目の計画変更として令和4年9月総会で審議し、令和4年10月7日付で承認されました。今回は、2回目の計画変更として工事期間の延長の申請となります。

それでは、本案件についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■■■■■■■■■■■■の畑2筆で面積は1,050㎡でございます。申請者は高速道路の建設事業を営む法人で、譲渡人は宮代町にお住いの方と久喜市にお住まいの方の計2名です。現在は令和元年9月26日付の農転許可に基づき、高速道路建設のための工事用地として使われています。

申請地の位置については案内図をご覧ください。久喜市との境界沿いに位置し、■■■■■■■■と■■■■■■■■の北側でございます。個人が所有している農地が1筆ございますが、改めて隣地同意をいただいています。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。■■■■■■■■の筆は、引き続き従業員の駐車場として利用する計画です。■■■■■■■■の筆も引き続き、工事で

用いる資材置場として利用する計画です。現況についてはこちらの写真をご覧ください。土地利用計画図の通り使用されています。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農用地区域内農地に区分されます。上述しました工事計画については宮代町各課・各担当及び春日部農林振興センターと調整済みであることをご報告いたします。

続きまして、2件目についてご説明させていただきます。本案件は1件目の案件と同一の工事に関する申請になるため、一部説明を省略させていただきます。

申請地は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の畑2筆で面積は410.56㎡でございます。申請者は一件目と同一の法人で、譲渡人は宮代町にお住まいの方と千葉県野田市にお住まいの方の計2名です。

申請の経緯については1件目の案件と同一の工事に関する内容のため省略させていただきます。

申請地の位置については案内図をご覧ください。1件目の申請地の南西に隣接しています。続きまして、土地利用計画図をご覧ください。引き続き、工事用道路として使用されます。現況についてはこちらの写真をご覧ください。土地利用計画図の通り使用されています。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農用地区域内農地に区分されます。上述しました工事計画については宮代町各課・各担当及び春日部農林振興センターと調整済みであることをご報告いたします。

以上で説明を終了させていただきます。1件目と2件目につきまして、併せてご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、この件につきましてまとめて審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

先程、■■■会長、■■■委員、事務局の方と現地を確認して参りました。工事の延長に伴う期間の延長ですので、やむを得ないと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。

(■番 ■■■委員)

地元委員としてお話しします。工事の延長ということで、地元の地主さんに聞



いても承諾しておりますので、問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。

(■■番 ■■委員)

一点確認します。今回、2回目の計画変更ということですが、今回の工事期間の延長は、予定としてはどれくらいまでなのか決まっているのでしょうか。

(事務局)

令和6年12月までです。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。ないようでございます。それでは1件目の■■■■■の件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件につきましては「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、番号2・■■■■■の案件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件につきましても「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第6・議案第27号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。今月は新規の案件が10件、更新の案件が26件ございます。全案件の説明終了後、借受人ごとにまとめてご審議をお願い申し上げます。

また、案件の中に本日ご出席をいただいている農業委員に係る案件がございます。「宮代町農業委員会会議規則」第11条の「議事参与の制限」に該当することから、案件の説明・審議の際はご退席をいただくこととなるため、議事参与の制限に該当する案件から説明・審議を進めさせていただきたいと思っております。それ以外の審議は、該当する案件の説明終了後、まとめてご審議お願い申し上げます。それでは、11番から13番までの案件が■■■委員に係る案件になりますので、恐縮ですが、■■■委員退席をお願いします。

<■■■委員 退席>

(会長)

それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それではご説明いたします。本案件は、「農業経営基盤強化促進法」に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権を設定するものです。

今月は新規の案件が10件、更新の案件が26件ございます。新規の案件は、スクリーンに農地の位置を映しますが、更新の案件につきましては、議案書読み上げ等省略させていただきます。

11番から13番までの■■■委員に係る案件は、更新案件になりますので、議案書を確認いただきご審議願います。以上でございます。

(会長)

更新案件ということでございますので、特段説明はないとのことでございます。それでは、11番から13番までの案件について、ご審議願います。

ないようでございます。それでは、11番、12番、13番の案件につきまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とすることといたします。それでは■■■委員お戻りください。

<■■■委員 入室>

「議事参与の制限」に該当する案件は以上となります。それでは、新規案件について事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、新規案件についてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

それでは、1番についてご説明いたします。1番については、■■■にある畑1筆です。権利の設定を受ける者は■■地内にお住まいの方で、現在の耕作面積は124.38a、今回利用権を設定する面積は、1,309㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間です。

続きまして2番についてご説明いたします。2番については、■■■にある畑2筆と田2筆です。権利の設定を受ける者は■■地内にお住まいの方で、現在の耕作面積は1,704.92a、今回利用権を設定する面積は、合計4,255㎡です。設定する利用権の種類は「貸借権」で、期間は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間です。

続きまして3番、4番、5番、6番、7番、8番については、■■■■にある田12筆です。権利の設定を受ける者は■■地内にお住まいの方で現在の耕作面積が445a、今回利用権を設定する面積は合計7,499㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は3番のみ令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間、それ以外については令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間です。

9番については、■■■にある田2筆です。権利の設定を受ける者は■■地内にお住まいの方で、現在の耕作面積は318.67a、今回利用権を設定する面積は、合計2,913㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間です。

10番については、■■■■にある田4筆です。権利の設定を受ける者は川口市内にお住まいの方で、現在の耕作面積は40.24a、今回利用権を設定する面積は、合計4,883㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和6年1月1日から令和11年12月31日までの6年間です。

11番以降は更新案件となりますので、議案書の読み上げ等は省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

(会長)

それでは、まず1番についてご審議お願い申し上げます。ご意見ないようでございます。それではまず、1番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とすることといたします。

続きまして2番および21番から32番、そして36番についてご審議お願い申し上げます。ご意見ないようでございます。それではまず、2番について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。続きまして、21番から32番、および更新案件の36番について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして新規案件の3番から8番についてご審議お願い申し上げます。ご意見ないようでございます。それでは、3番から8番の件について、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして更新案件17番についてご審議お願い申し上げます。ご意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして9番の案件についてご審議お願い申し上げます。ご意見ないよう  
でございます。それでは9番の案件につきまして、「決定」としてよろしいで  
しょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして10番の案件についてご審議お願い申し上げます。ご意見ないよう  
でございます。それでは10番について、「決定」としてよろしいで  
しょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして14番、15番の案件についてご審議お願い申しあげます。ご意見な  
いようでございます。14番、15番の案件について、「決定」としてよろしいで  
しょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして16番の案件についてご審議お願い申し上げます。ご意見ないよう  
でございます。この件につきましても、「決定」としてよろしいで  
しょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして18番の案件についてご審議お願い申し上げます。ご意見ないよう  
でございます。それでは18番の案件につきまして、「決定」としてよろしいで  
しょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして19番の案件についてご審議お願い申し上げます。ご意見ないよう  
でございます。それでは19番の案件について、「決定」としてよろしいでしょ  
うか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして20番および34番についてご審議お願い申し上げます。ご意見な  
いようでございます。それでは20番および34番の案件について「決定」とし  
てよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件につきましては「決定」とさせていただきます。

続きまして33番についてご審議お願い申し上げます。ご意見ないようござ  
います。それでは33番の案件について、「決定」としてよろしいでしょうか。  
賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして最後の案件です。35番の案件についてご審議お願い申し上げます。  
ご意見ないようでございます。それでは35番の案件について、「決定」として  
よろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

(会長)

それでは続きまして、日程第7「報告事項」について、事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が12月11日となっております。11日までに5条届出が1件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規定に基づく専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和5年第10回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和5年12月25日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_